

平成20年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況について

1 県の基本的な取組

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金制度（前期対策）が平成16年度に事業期間が終了し、平成17年度からは集落の将来像をより明確化することに重点をおいた「新対策」が始まりました。

新対策の4年目である20年度は、次の取組を行いました。

- ①市町村とともに集落（農業者）の求める制度のあり方を把握・検討
- ②多様な事例の収集・提供：事例集Ⅸの作成
- ③制度の適正な実施：市町村職員への研修の実施等

2 平成20年度実施状況

(1) 市町村数：平成17年度実績から変更なし

対象農用地がある全ての市町村で実施されました。

- 1) 制度に取り組んだ市町村 20市町村
- 2) 対象農用地がない市町村 1町（東出雲町）

(2) 協定数

①協定の数の増減

協定数は、1協定の増加となっています。

(単位：協定数)

	平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1,401	1,401	0	100.0%
個別協定	51	50	1	102.0%
合計	1,452	1,451	1	100.1%

②協定数の異動内訳

集落協定では、新規で1協定増加し、1協定の解散がありました。

個別協定では、新規で1協定増加しています。

(単位：協定数)

集落協定		協定数	摘要
増加	新規	1	前期対策で実施していなかった協定
	復活		前期対策で実施していた協定
	その他		既存の協定が他の市町村で実施
減少	廃止	▲1	協定の解散
合計		0	

個別協定		協定数	摘要
増加	新規	1	前期対策で実施していなかった協定
合計		1	

(3) 交付対象面積等

① 交付対象面積

制度に取り組む面積は、2ヘクタール減っています。

・解散した集落協定(28ha)があったため

(単位: ha)

	平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	13,061	13,064	▲ 3	100.0%
個別協定	634	633	1	100.2%
合計	13,695	13,697	▲ 2	100.0%

② 地目・基準別内訳

協定農用地の多くが(94%)田での協定となっています。

(単位: ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	7,414	93	1	412	7,920
緩傾斜	5,467	267	1	6	5,741
高齢化	2	32	0	0	34
計	12,883	392	2	418	13,695

③ 協定締結率

(単位: ha、%)

	平成20年度	平成19年度
交付面積	13,695	13,697
対象農用地	15,334	15,334
協定締結率	89.3%	89.3%

(4) 交付金額

交付金額は、集落協定、個別協定いずれも増加しています。
集落協定では、面積は減少していますが、加算への取組と体制整備単価への取組が増えています。

(単位：百万円)

	平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1,912.8	1,911.1	1.8	100.1%
個別協定	34.1	33.9	0.2	100.6%
合計	1,946.9	1,945.0	2	100.1%

(5) 協定の取組内容

体制整備単価に取り組む協定が1協定増えています。

① 単価の区分

(単位：協定数)

協定数	平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	456	456	0	100.0%
体制整備単価	996	995	1	100.1%
合計	1,452	1,451	1	100.1%

(単位：協定数)

協定数	増加		減少		合計	摘要
	新規	移行	廃止	移行		
基礎単価	1	2		▲ 3	0	は中間年評価による体制整備単価から基礎単価への移行。
体制整備単価	1	3	▲ 1	▲ 2	1	
合計	2	5	▲ 1	▲ 5	1	

(単位：ha)

面積	平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	2,781	2,770	11	100.4%
体制整備単価	10,914	10,927	▲ 13	99.9%
合計	13,695	13,697	▲ 2	100.0%

②体制整備単価の取組内容（集落協定）

取組内容（選択項目）			協定数	割合
A要件 949	1 生産性・収益向上 788	①機械・農作業の共同化	681	72%
		②高付加価値型農業の実践	97	10%
		③地場産農作物等の加工・販売	77	8%
	2 担い手育成 284	①新規就農者の確保	23	2%
		②認定農業者の育成	26	3%
		③担い手への農地集積	74	8%
		④担い手への農作業の委託	204	21%
	3 多面的機能の発揮 682	①都市住民等との交流	22	2%
		②学校教育等との連携	56	6%
③非農家・他集落等との連携		626	66%	
B要件 181	1 集落を基礎とした営農組織の育成	110	12%	
	2 担い手集積化	73	8%	

※ A要件、B要件に重複して取り組んでいる協定もある

③加算の状況

（単位：協定数）

	平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
規模拡大	37	34	3	108.8%
土地利用調整	39	40	▲1	97.5%
耕作放棄地復旧	13	13	0	100.0%
農業生産法人設立	6	9	▲3	66.7%
特定農業法人設立	39	32	7	121.9%
合計	134	128	6	104.7%

(6) 協定の平均的な姿

		平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B
集落	参加者数	18 人	18 人	0
	交付農用地面積	9.3 ha	9.3 ha	0
	交付金額	137 万円	136 万円	1
個別	交付農用地面積	12.4 ha	12.4 ha	0
	交付金額	67 万円	68 万円	▲1

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）。

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）。

③加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

④規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上耕作する場合の加算。

⑤土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

⑥耕作放棄地復旧加算

新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧する場合の加算。

⑦法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。

